

## 「滋賀県高齢者居住安定確保計画」(第 3 期)の策定について

### 1 策定の趣旨

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13 制定)に基づく計画。
- ・平成 23 年度に第 1 期計画を策定し、3 年毎(高齢者福祉プランと同時)に見直し
- ・第 2 期計画の終期(H29)の到来により、第 3 期計画(H30-H32)を策定するもの。

### 2 計画の目的等

- ・増加する高齢者に応じた居住の確保に関し、ハード面、ソフト面での対応方針および具体的施策を規定。
- ・県の住生活基本計画(土木交通部)と高齢者福祉プラン(健康医療福祉部)を踏まえて定める。

### 3 内容

#### 【今回の主な見直し項目】

#### (1) 高齢者向け住宅等の供給の促進

##### ① 既存の建物を活用した供給の促進

既存建物の転用による高齢者向け住宅の整備を促進するための設備基準の緩和等の検討

##### ② 県営住宅敷地を活用した誘致

民間事業者による高齢者向け住宅等の整備を促すため、県営住宅の敷地の活用等を検討

【目標値の改定】 サービス付き高齢者向け住宅等の供給戸数の目標値(現行:高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合) **改** **現計画** 3~5%(H32年) **次期計画**(精査中)戸(H32年)

【目標値の新設】 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

**新** **次期計画**(精査中)% (H32年)

#### (2) 低所得、高齢単身世帯等に対応した賃貸住宅の選択の支援

##### ① 家主の不安への対応による入居拒否の解消

居住支援協議会や地域による入居者への見守り体制の整備、事業者団体を通じた支援、債務保証制度の普及等の促進

##### ② 物件と入居者のマッチング機能の強化

高齢者の入居を拒まない住宅の登録の促進

登録情報等の各種支援団体や民間賃貸事業者等への情報提供によるマッチング機能の強化

【目標値の新設】 高齢者の入居を拒まない住宅の登録戸数 **新** **次期計画**(精査中)戸(H32年)

##### ③ 公営住宅における高齢者への配慮

【目標値の新設】 公営住宅のバリアフリー化率

**新** **次期計画**(精査中)% (H32年)

【全体構成】裏面に記載

### 4 今後の対応

#### 【県民等の意見の反映】

- ・県民政策コメントによる県民の意見募集
- ・市町等との協議等
- ・庁内関係課の意見照会

#### 【策定スケジュール】

平成 29 年	10 月	常任委員会報告 (第 3 期計画の策定について)
	11 月	市町等、庁内関係課の意見照会
	12 月	常任委員会報告 (県民政策コメントの実施について)
平成 30 年	1 月	県民政策コメントの実施
	3 月	常任委員会報告 (県民政策コメントの結果、計画案)
		市町等との協議、意見照会 策定、公表

# 現計画との関係

次期計画記載項目案	現計画での関連記述
<b>第1章 計画の目的と位置付け</b>	
1. 計画の目的 2. 計画の位置付け 3. 計画期間	
<b>第2章 高齢者の現状</b>	
1. 高齢者の人口、世帯等の状況 2. 高齢者の居住等の状況           ※データの時点修正、一部追加	
<b>第3章 課題</b>	
1. 高齢者が住み慣れた住まいに住み続けられる居住環境の整備の必要性の増大 2. 高齢者に適した賃貸住宅等の需要の増大 3. 住宅確保要配慮者への対応の必要性の増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅のバリアフリー化</li> <li>・高齢者の多様なニーズに対応できる住まいの確保</li> <li>・在宅生活を支えるサービスの確保</li> <li>・高齢者を地域で支える仕組み</li> </ul>
<b>第4章 施策</b> ※主な施策のみ記載	
1. 住み慣れた住まいや地域で安心して住み続けられる居住環境の整備	
(1) 地域包括ケアシステムの深化 (2) 暮らしを支えあう地域づくりの推進 (3) バリアフリー等の促進  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <b>改</b> 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率の目標値 (H32) (精査中)           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアの推進</li> <li>・生活支援サービス等の充実</li> <li>・相互の支え合いの促進</li> <li>・住宅のバリアフリー化の促進</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">           バリアフリー化率の目標値 (H32)            一定のバリアフリー化率 80%            高度のバリアフリー化率 25%         </div>
2. 高齢者向け住宅の供給の促進	
(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>改</b> サービス付き高齢者向け住宅等の供給戸数の目標値 (H32) (精査中)           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>新</b> 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合の目標値 (H32) (精査中)           </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧制度での登録住宅の移行に係る登録基準の緩和</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>新</b> 既存住宅を活用した供給の促進           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>新</b> 県営住宅敷地を活用した誘致           </div> (2) 高齢者向け住宅の適切な運営の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度の普及促進</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">           高齢者向け住宅に係る目標値            高齢者人口に対して 3～5% (H32)         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧制度での登録住宅の移行に係る登録基準の緩和</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営</li> </ul>
3. 所得水準や世帯構成等に応じた多様な賃貸住宅の選択の支援	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>拡</b> (1) 家主の不安への対応による入居拒否の解消           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>拡</b> (2) 物件と入居者のマッチング機能の強化           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <b>新</b> 高齢者の入居を拒まない住宅の登録戸数の目標値 (H32) (精査中)           </div> (3) 公営住宅における高齢者への配慮 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <b>新</b> 公営住宅のバリアフリー化率の目標値 (H32) (精査中)           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援体制の充実</li> <li>・家賃保証制度や残存家財保険制度等の普及啓発</li> <li>・滋賀あんしん賃貸支援事業の推進</li> <li>・公営住宅における高齢者への配慮</li> </ul>
<b>第5章 推進体制</b>	
1. 住宅部局と福祉部局の連携 2. 多様な主体による連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅施策と福祉施策の連携</li> <li>・地域で支えるサポート体制の整備</li> </ul>